

自衛隊法第95条の2(米軍等の部隊の武器等防護)について①

1. 趣旨

自衛隊法第95条を参考とし、自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動に現に従事している米軍等の部隊の武器等は、我が国の防衛力を構成する重要な物的手段に相当すると評価できることから、これらを武力攻撃に至らない侵害から防護するため、極めて受動的かつ限定的な必要最小限の武器の使用を認めるもの。

2. 警護の手続

あらかじめ警護の要請を受けた防衛大臣が、その都度、米軍等の部隊が行う活動の目的・内容、当該部隊の能力、武器等の種類、戦闘行為が行われるおそれを含む周囲の情勢等を踏まえ、自衛隊の任務遂行への影響も考慮した上で、警護の必要性を個別具体的に判断。

3. 制度の主な適用場面

- 本条における「我が国の防衛に資する活動」に当たり得る活動については、個別具体的に判断するが、主に以下の活動が考えられる。
 - ① 弾道ミサイルの警戒を含む情報収集・警戒監視活動
 - ② 我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に際して行われる輸送、補給等の活動
 - ③ 我が国を防衛するために必要な能力を向上させるための共同訓練

自衛隊法第95条の2(米軍等の部隊の武器等防護)について②

4. 本制度の運用開始の意義

- ✓ 本制度の運用により、自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動に現に従事している米軍等の部隊の武器等を武力攻撃に至らない侵害から防護することが可能となる。
- ✓ また、本制度は、**新たな日米防衛協力のための指針（ガイドライン）の実効性確保に係る取組の一つ**であり、**日米同盟の一層の強化に資する。**

(参考) 日米防衛協力のための指針（平成27年4月27日）

IV. 日本の平和及び安全の切れ目のない確保

A. 平時からの協力措置

4. アセット（装備品等）の防護

自衛隊及び米軍は、訓練・演習中を含め、連携して日本の防衛に資する活動に現に従事している場合であって適切なときは、各々のアセット（装備品等）を相互に警護する。

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（合衆国軍隊等の部隊の武器等の防護のための武器の使用）

第九十五条の二 自衛官は、アメリカ合衆国の軍隊その他の外国の軍隊その他これに類する組織（次項において「合衆国軍隊等」という。）の部隊であつて自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動（共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く。）に現に従事しているものの武器等を職務上警護するに当たり、人又は武器等を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

2 前項の警護は、合衆国軍隊等から要請があつた場合であつて、防衛大臣が必要と認めるときに限り、自衛官が行うものとする。

自衛隊法第95条の2の運用に関する指針について

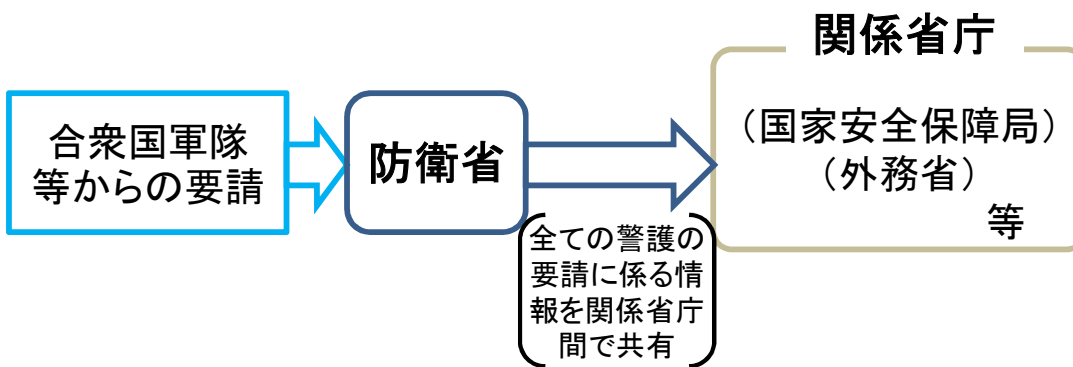
趣旨

自衛隊法第95条の2の基本的な考え方やその運用に際しての内閣の関与、また、情報の公開等について方針を定めるもの。平成28年12月22日に国家安全保障会議において決定。

内閣の関与に関するポイント

- ① **一定の場合**には、警護の要請を受けた**防衛大臣が警護の実施の判断を行うに際し、国家安全保障会議で審議**（緊急の要請に際しそのいとまがない場合には、実施の判断後、速やかに国家安全保障会議に報告）
- ② 国家安全保障会議における審議だけでなく、**国家安全保障会議幹事会を機動的に開催**し、国家安全保障会議を補佐
- ③ 平素から全ての警護の要請に係る**情報を関係省庁間で共有**し、緊密に連携

【警護の実施の判断のプロセス】



国家安全保障会議(NSC: 四大臣会合)

- 防衛大臣による警護の実施の判断に際し、以下の場合には、国家安全保障会議で審議
 - ◆ 米軍等から初めて警護の要請があったとき
 - ◆ 第三国の領域における警護の要請があったとき
 - ◆ その他特に重要であると認められる警護の要請があったとき
- 重要影響事態における警護の実施が必要と認めるときは、基本計画にその旨明記

国家安全保障会議幹事会

情報の公開等に関するポイント

- ① 防衛大臣は、警護の実施中に**特異事象が発生した場合には、速やかに公表**
- ② **重要影響事態**において、警護の実施に係る事項が明記された**基本計画を公表**
- ③ 防衛大臣は、前年に実施した警護の結果について、**国家安全保障会議に報告**